

ONEテーマ

裁判員制度のしくみ

弁護士 中山 博之

1 裁判員制度の理念と目的

平成13年6月12日に司法制度改革審議会は司法制度改革に関する意見書を発表しました。その意見書において「刑事訴訟手続において、広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度を導入すべきである」との提言がなされ、その結果導入された制度が裁判員制度と呼ばれる制度なのです。裁判員法（正式名称は「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」といいます）は、平成16年5月21日に成立し、同月28日に公布され、公布後5年以内に裁判員裁判が実施されることになっています。

何故日本の国に裁判員制度が導入されることになったのでしょうか。

司法制度改革審議会は「法の精神、法の支配がこの国の血肉と化し、『この国のかたち』となるために、一体何をささなければならぬのか」、「日本国憲法によって立つ個人の尊重（憲法13条）と国民主権（同前文、第1条）が真の意味において実現されるために何が必要とされているのか」を問い、「司法制度をより確かな国民的基盤に立たしめること」こそ、司法改革の柱にされるべきものとししました。

そのためにはどうしたらよいのでしょうか。日本の国民はこれまでどちらかというと「統治客体意識に伴う国家への依存体質」がありました。それを「統治主体意識」を持った国民に変えていくことが必要であり、国民が司法に参加するようになれば、自ずとその意識が強まり、また国民が司法に参加することによって司法に対する国民の理解が進み、裁判の過程が国民に分かりやすくなります。その結果、司法の国民的基盤はより強固なものとして確立されることになります。つまり裁判員制度の導入は、司

法の国民的基盤確立のために欠かせない制度とされたのです。

また裁判は、職業裁判官のみによって行われるのは妥当ではなく、一般の国民が参加し、その健全な社会常識を裁判の場に反映させることが公正性を保障し、裁判への信頼を生むものといえます。

2 世界の裁判制度との比較

実は日本にも国民が裁判に参加する制度がありました。大正12年に制定、昭和3年10月1日から施行された陪審法に基づく陪審裁判制度です。しかし、この陪審法は、戦争の激化によって昭和18年4月1日に停止され現在に至っているのです。

世界の刑事裁判制度を比較すると、日本のように職業裁判官のみによって裁判が行われている国は、珍しい存在でした。少なくともG8と呼ばれる先進8カ国の中で、国民の司法参加が認められていない国はありませんでした。

国民が司法に参加する制度としては、陪審制度と参審制度があります。陪審制は、原則として陪審員のみで有罪、無罪を決め、量刑は裁判官が決める制度であり、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア等の国が採用しています。参審制度は、裁判官と参審員が一緒になって有罪、無罪の事実認定と量刑判断を行う制度で、イタリア、ドイツ、フランス等の国が採用しています。デンマーク、スウェーデン、オーストリアのように両方の制度を採用している国もあります。また陪審制度や参審制度といっても、一つの型にはまっているわけではなく、裁判官や参審員の数、陪審員の数、参審員の選出方法、任期、対象事件、評決方法等その形は多様であります。しかし、何処の国も国民が司法に参加し、それぞれ与えられた役割を十分果たしているという意味では、「司法の民主化」はグローバル・スタンダードと言えるのです。

3 裁判員制度の仕組み

裁判員裁判は、国民の負担とならないようにし、また何よりも分かりやすい裁判でなければなりません。そのために検察官と弁護人は、裁判が始まる前に、証拠を揃えるなど十分な準備をし、その上で裁判官を交えて何を争うのか争点を確認し、いったん裁判が始まれば連日的に審理を行い、迅速な裁判に努めなければなりません。

(1) 裁判官と裁判員の数

裁判官3人と裁判員6名で裁判体を構成するというのが原則的な形態です。その他検察官と被告人・弁護人の間で事件についての争いがなく、当事者に異議がなく裁判所が適当と認める事件であれば、裁判官1名裁判員4名の裁判体で裁判することも可能です。

(2) 裁判員の選任

裁判員は、選挙人名簿から無作為抽出で選出されることになっています。したがって、20歳以上の日本国民であれば誰でも裁判員になる可能性があるのです。

もっとも義務教育を受けていないとか、禁固以上の刑に処せられた経験がある者などの「欠格事由」が定められ、自衛官、警察官、裁判官、検察官、弁護士等の職業に就いている者など法律で規定した一定の者は裁判員になれないことになっております。

被告人や被害者と一定の関係にあるなど裁判員として公平性を欠く事由がある者も「事件に関連する不適格事由」があるものとして裁判員になれません。

70歳以上の者、学生など法律の定める一定の事由のあるものは辞退することができます。また介護や養育しなければならない者を抱えていたり、父母の葬式に出席しなければならないとか、自分がいなければ仕事上大きな損害を生じるおそれがある場合など、裁判所が「裁判員の職務を行うことのできない『やむを得ない事由』がある」と判断したときなどは、裁判員を辞退することも認められています。裁判所は柔軟に対応し、国民にあまり負担をかけないような運用をすると思いますが、裁判員の職務を務めることは国民の義務であり、容易に辞退を認めるようなシステムにはならないでしょう。

裁判は、公平でなければならず、公平こそが裁判の正当性を保障します。「不公平な裁判をするおそれ」のある人は裁判員から排除する手続が定められており、検察官と被告人は、不公平な裁判をするおそれがあると考える裁判員候補者には、理由を示して「不選任の請求」をすることができ、また理由を示さないで、裁判員6名の時は4人まで、4人の時は3人まで「不選任の請求」をすることができます。裁判員候補者は、たとえ呼び出しを受け裁判所に行っても裁判員に選任されないこともあるのです。

裁判員には旅費・日当が支給されますが、休業補償はありません。

(3) 対象事件

裁判員裁判の対象事件は、法廷刑の重い重大犯罪、つまり「死刑または無期の懲役もしくは禁固に当たる罪に係る事件」や「故意の犯罪行為により死亡させた罪に係るもの」に限定されます。具体的に述べると、殺人事件、強盗事件、放火事件、強姦致死事件、傷害致死事件、危険運転致死事件等一定の重大事件のみがその対象にされるのです。しかし、犯罪事実を否定している事件（否認事件）であると、認めている事件（自白事件）であることを問わず裁判員裁判の対象となります。

(4) 裁判官と裁判員の権限

裁判員は、「事実認定」「法令の適用」「刑の量定」を裁判官とともに行うのですが、「法令の解釈に係る判断」「訴訟手続に関する判断」は、裁判官が行うことになっています。事実認定、法令の適用、刑の量定は、裁判官の助言があれば一般市民でもできるものであり、法令の解釈とか訴訟手続に関する判断等は、専門的な事柄ですから法律専門家が行った方がよいとされたのです。裁判員が行うことは一定の事項に限られていますが、裁判員は裁判官の補助者などではなく、裁判官と同等の権限を持っているのです。

(5) 証拠調手続

証拠調手続は、法律の素人である一般市民にも分かる手続でなければなりません。裁判で使用される言葉は、一般市民にも分かる言葉でなければならず、裁判官、検察官、弁護士など法律専門家にしか分からない専門用語は、少なくとも裁判員の前で使用されることはなくなるでしょう。

まず証拠調べが始まる前に、検察官が「冒頭陳述」という手続において、証明予定の事実について説明します。裁判員裁判では、弁護人の方も「冒頭陳述」を行い、争点となり証明を予定している事実を説明することになります。裁判員はこれから始まる裁判で、何が争点かを理解し、その上で裁判に臨むことができます。

さて、ここから証拠調べが始まります。これまでの職業裁判官による裁判は、「調書裁判」と言われたように、分厚い供述調書が証拠として提出され、公判廷での証人の証言より捜査段階で作成された供述調書の方が重要な役割を果たしていたのです。裁判官は、法廷で心証をとるのではなく、その調書を裁判官室で読み込み、時間をかけて心証を形成して

いました。裁判官の事実認定も非常に詳細かつ緻密な事実認定となり、「精密司法」ともいわれます。

しかし、裁判員裁判では、公判廷で、証人の証言から直接心証を形成することを原則としなければなりません。物証を目で見て、証言を耳で聞いて、法廷の場で心証を形成するほかないのです。これを直接主義・口頭主義というのですが、裁判員裁判を実施する以上この原則を守らねばなりませんし、この原則を守ることで一般市民にも裁判ができるのです。実はこの原則こそが世界の裁判手続の原理原則なのです。

検察官や、弁護士は、裁判員を説得しなければ勝てないのですから、図面、写真、ビデオ等を利用した分かりやすい証拠調べを心がけることになると思います。また専門家による鑑定を必要とする場合も、鑑定内容を分かりやすく、いわばかみ砕いて裁判員に説明しなければならなくなるでしょう。分かりやすい証拠調べ手続こそ裁判員裁判の生命線といえます。

(6) 評議と評決

裁判員は、裁判官も加わった席でどのような事実を認定するのか「評議」をします。評議において裁判員は自分の意見を述べなければなりません。評議が終われば、どのような事実を認定するのか、刑の量定はどうするのか「評決」をします。評決は多数決で決めることになっていますが、被告人に不利な評決をするには、裁判員のみで多数決で決することはできず、裁判官の意見を含む合議体の過半数の意見によって決することになります。6人の裁判員が全員有罪判断をしても、3人の裁判官が全員無罪判断をしているのであれば、有罪になりません。有罪判断をするためには、少なくとも裁判官のうち1名が有罪判断に与することが条件になります。

(7) 裁判員保護のための処置

裁判員になったことを理由に解雇等不利益な取り扱いをしてはならないことや、裁判員の「氏名」「住所」その他個人を特定する情報を公にしないこととされており、裁判員保護のための処置が規定されています。

(8) 裁判員の秘密漏洩罪

裁判員は「評議の秘密」「その他職務上知り得た秘密」を漏らしたときは、「6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金」に処せられることになっております。評議の秘密とは、評議の経過、裁判官及び裁判員の意見並びにその多少の数をいうこととさ

れており、裁判員にとっては大変厳しい規定です。

裁判員裁判を多くの国民に知ってもらうためには、裁判終了後に、自分の経験した評議の感想や、自分の意見などを自由に表明できる機会が保障される必要があると思われることから、裁判員裁判経験者による秘密漏洩に対する罰則規定については、批判も多くあります。

4 裁判員制度の課題

裁判員制度は、司法を民主化し一般国民が裁判に参加することにより、健全な社会常識が裁判の場に反映されることになりますから、司法の公正性に対する国民の信頼感を大いに増すことになるでしょう。しかし、そのためにはいくつかの課題があります。

まず国民自身が司法を担うという意識を持たねばなりません。「裁判なんてお上に任しておけばいい」という意識を変えていかなければなりません。アメリカでは小学校の頃から司法教育を徹底し、刑事事件においては検察官に立証責任があること、合理的な疑いを超える立証がない以上被告人は無罪であること、陪審員になることは国民の重要な義務であることを教えており、日本においても小学校の頃からこのような司法教育を行い、司法を担うのは国民に他ならないことを教えていくべきでしょう。

刑事裁判は、職業裁判官にしかできないことではありません。刑事裁判の事実認定は、社会常識を持ち、予断と偏見を持たず、白紙の状態では臨む裁判員によって行われることが相応しいのです。しかし、そのためには、裁判員が評議において、裁判官にたいし臆することなく自分の意見をはっきり述べることが重要になります。他の裁判員のみならず裁判官とも十分意見を交換し、裁判体全員の討議を経たうえで評決することが正しい結論を導くのです。裁判員が裁判官の意見に従うのみで、裁判官の補助者のような役割しか果たせないのであれば、せっかくの裁判員制度も「絵に描いた餅」となってしまいます。その意味で裁判官が3人もいることは、裁判官と異なる意見を持つ裁判員が意見を述べる上で、大きな心理的障壁になる可能性も否定できません。この心理的な壁を打ち破って裁判員の職務を果たすことが国民の役割といてよく、裁判員を経験した人は、公的な役割を果たしたという充足感を味わうことになると思います。裁判員制度の成熟度は、日本の国の文化的成熟度を表すことになるでしょう。